

## 異議を述べることができる登記関係者等の範囲

- 1 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 2 1の相続人
- 3 申請不動産の所有権を有することを疎明する者 ※原則1、2以外の者

## 異議申出の提出書類

- ・申請不動産の登記移転等に係る異議申出書
- ・下記の書類

登記関係者等の別	登記関係者等である旨	申請書に記載された氏名及び住所
表題部所有者又は所有権の登記名義人	・登記事項証明書	・住民票の写し ・戸籍の附票の写し
表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人	・登記事項証明書 ・戸籍謄抄本	
所有権を有することを疎明する者	・所有権を有することを疎明するに足りる資料	

## 異議申出の提出先

〒905-0014 沖縄県名護市港二丁目1番1号（名護中央公民館内）

名護市地域力推進課地域協働係

電話番号：0980-53-5445

受付・お問い合わせ時間：平日 8:30～17:15（12時～13時除く）

## 注意事項

- 1 「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」に記載された事項は、その後の当事者間の協議を円滑にするため、地方自治法第260条の46第5項の規定に基づき、認可地縁団体に通知されます。
- 2 この特例制度は、認可地縁団体が有する不動産について、その所有権の保存または移転の登記を認可地縁団体のみの申請により、可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。